

I C T 活用工事実施要領

令和~~6~~7年7月

和歌山県県土整備部

目次

第Ⅰ編	共通	・・・・・・・・・・・・・・・・	1
第Ⅱ編-1	土工	・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>56</u>
第Ⅱ編-2	土工 (1,000 m³未満)	・・・・・・・・・・・・・・・・	12
第Ⅱ編-3	土工 (小規模)	・・・・・・・・・・・・・・・・	17
第Ⅲ編	作業土工 (床掘)	・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>2213</u>
第Ⅳ編	付帯構造物設置工	・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>2516</u>
第Ⅴ編	法面工	・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>2820</u>
第Ⅵ編	地盤改良工	・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>3124</u>
第Ⅶ編	舗装工	・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>3527</u>
第Ⅷ編	河川浚渫	・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>3931</u>
第Ⅸ編	舗装工 (修繕工)	・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>4234</u>
第Ⅹ編	構造物工 (橋梁上部)	・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>4537</u>
第Ⅺ編	構造物工 (橋脚・橋台)	・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>4940</u>
第Ⅻ編	擁壁工	・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>5343</u>
第ⅩⅢ編	コンクリート堰堤工	・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>5747</u>
第ⅩⅣ編	基礎工	・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>51</u>
第ⅩⅤ編	その他の工種	・・・・・・・・・・・・・・・・	<u>6155</u>

第 I 編 共通

1. 趣旨

この要領は、和歌山県県土整備部が発注する ICT 活用工事の実施にあたり必要な事項を定めたものである。

2. ICT活用工事

ICT 活用工事とは、次の①～⑤の段階で ICT 施工技術を活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

各段階におけるICT施工技術の具体的内容等については、本要領第 II 編以降で定める。

3. 対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事は、下記以下の工事とする。

3-1. 発注者指定 I 型

(1) 適用対象工事

原則として、概ね 2,000m³ 以上の土工量を含む工事のうち、工事工種体系ツリーにおける下記以下の(1)(2)のいずれかの工種において、概ね 2,000m³ 以上の土工量を含む工事を対象とする。

(1) 河川土工、海岸土工、砂防土工

・掘削工 ・盛土工 ・法面整形工

(2) 道路土工

・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工

ただし、事業主管課と協議が整わなかった工事を除く。

また、従来施工において、土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)を適用しない工事は対象としない。

3-2. 発注者指定 II 型

(1) 適用対象工事

予定価格 1,500 万円(税抜き)以上かつ土工量 2,000m³ 未満の工事を対象とし、現場条件等から施工性を勘案し、発注者が決定するものとする。

また、法面工事及び新設の舗装工事を対象とし、現場条件等から施工性を勘案し、ICT 活用工事(法面工)及び ICT 活用工事(舗装工)を試行するものとする。

ただし、事業主管課と協議が整わなかった工事を除く。

また、従来施工において、土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格

値)を適用しない工事は対象としない。

3-3. 受注者希望型

(1)適用対象工事

予定価格(税抜き)1,500万円以上の工事を対象とする。

ただし、事業主管課と協議が整わなかった工事を除く。

また、従来施工において、土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)を適用しない工事は対象としない。

4. ICT活用工事の実施方法

4-1. 発注者指定Ⅰ型

(1)設計図書における明示

対象工事については、特記仕様書においてICT活用工事(発注者指定Ⅰ型)の対象工事であることを明示するものとする。

(2)工事費の積算

発注者は、発注に際して以下の工種についてICT施工を指定するものとし、和歌山県土木工事標準積算基準書及びICT活用工事積算要領に基づき、ICT建設機械に要する費用を当初から計上するものとする。

なお、3次元起工測量及び3次元設計データ作成に要する経費及び3次元出来形管理及び3次元データ納品に要する経費の費用については、当初は計上せず、6-3. 3次元起工測量及び3次元設計データ作成に要する経費及び6-4. 3次元出来形管理及び3次元データ納品に要する経費により変更契約を行うものとする。

(1)河川土工、海岸土工、砂防土工

・掘削工 ・盛土工 ・法面整形工

(2)道路土工

・掘削工 ・路体盛土工 ・路床盛土工 ・法面整形工

なお、上記(1)、(2)以外の工種については、和歌山県土木工事標準積算基準(従来基準)に基づく積算を行い発注するものとし、契約後の協議において受注者からの提案により受注者がICT施工を希望する場合は、4-3.受注者希望型と同様の取扱いとするものとする。

4-2. 発注者指定Ⅱ型

(1)設計図書における明示

対象工事については、特記仕様書においてICT活用工事(発注者指定Ⅱ型)の対象工事であることを明示するものとする。

(2)工事費の積算

対象工事の発注にあたっては、和歌山県土木工事標準積算基準書に基づき、通常建機での施工により積算する。

なお、現場での施工実績による変更積算については、ICT活用工事積算要領に

よる。

4-3. 受注者希望型

(1) 設計図書における明示

対象工事については特記仕様書によりICT活用工事(受注者希望型)の対象工事であることを明示する。

(2) 工事費の積算

発注者は、発注に際して和歌山県土木工事標準積算基準(従来基準)に基づく積算を行い発注するものとし、契約後の協議において受注者からの提案によりICT施工を実施する場合は、設計変更の対象とし、ICT活用工事積算要領に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

5. ICT活用工事実施の推進のための措置

5-1 工事成績評価における措置

ICT活用工事を実施した場合、創意工夫において下記のとおり評価するものとする。

- ・2. ①～⑤の全ての段階でICTを活用した工事(発注者指定Ⅰ・Ⅱ型・受注者希望型)

「【施工】ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でICTを活用した工事。」において評価し2点の加点とする。

- ・必須項目(2. ②、④、⑤等)の全てでICTを活用した工事(発注者指定Ⅱ型)、または、2. ①～⑤のいずれかの段階でICTを活用した工事(受注者希望型)

「【施工】ICT活用工事加点として起工測量から電子納品までのいずれかの段階でICTを活用した工事(電子納品は除く。)」において評価し1点の加点とする。

なお、本規定は本要領適用外の工事においてICT施工技術を活用した場合についての工事成績評価の加点を妨げるものではない。

5-2 ICT活用工事を採用しない場合の措置

5-2-1 工事費の積算

ICT活用工事が実施されなかった場合は、ICT活用工事の実績に応じて、和歌山県土木工事標準積算基準(従来基準)で積算するものとする。

5-2-2 工事成績評価における措置

(1) 発注者指定Ⅰ型

また、工事成績評価の法令順守等その他の項目において、2.①～⑤の全ての段階で受注者の責によりICT活用工事が実施されなかった場合は8点の減点とし、2.①～⑤のいずれかの段階で受注者の責により実施されなかった場合は、3点の減点とする。

(2) 発注者指定Ⅱ型

工事成績評価の法令順守等その他の項目において、必須項目(2.②、④、⑤等)の全ての段階で受注者の責によりICT活用工事が実施されなかった場合は8点の減点とし、必須項目(2.②、④、⑤等)のいずれかの段階で受注者の責により実施されなかった場合

は3点の減点とする。

(3) 受注者希望型

工事契約後の受注者からの提案により ICT 活用工事を行うため、実施されなかった場合においても、工事成績評定における減点を行わない。

(評定参考例)

○: 履行
△: 不履行(受注者の責なし)
×: 不履行(受注者の責あり)

発注型式	必須(①~⑤)	創意工夫【施工】	法令遵守等【その他】
I 型	○	2点	
	△	0点	
	×	0点	-8点
	○、△	1点	
	○、×	0点	-3点
	△、×	0点	-3点
	○、△、×	0点	-3点

発注型式	必須(②④⑤)	選択(①③)	創意工夫【施工】	法令遵守等【その他】
II 型	○	○	2点	
		△	1点	
		×	1点	
		○、△	1点	
		○、×	1点	
		△、×	1点	
		全組合せ	0点	
	△	全組合せ	0点	-8点
	×	全組合せ	0点	
	○、△	全組合せ	1点	
	○、×	全組合せ	0点	-3点
	△、×	全組合せ	0点	-3点

6. ICT活用工事の導入における留意点

6-1 施工管理、監督・検査の対応

ICT活用工事については、国土交通省制定の施工管理要領(3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案))、監督・検査要領に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督員及び検査員は、受注者に従来手法との二重管理を求めないよう留意すること。

6-2 ICT活用工事の実施手続き

発注者指定 I 型・II 型、受注者希望型ともに、受注者は工事着手前に ICT 活用工事計画書を発注者に提出し、発注者が施工を承諾することにより ICT 活用工事を実施する。

6-3 3次元起工測量及び3次元設計データ作成に要する経費

3次元起工測量及び3次元設計データ作成に要する経費については、見積りにより積算するものとする。

6-4 3次元出来形管理及び3次元データ納品に要する経費

3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品を行う場合における費用に要する経費については、共通仮設費率、現場管理費率に補正係数を乗じて算出される金額と、受注者からの3次元座標値を面的に取得する機器を用いた出来形管理及び3次元データ納品についての見積りにより算出される金額を比較し、補正係数を乗じて算出される金額を下回る場合は、見積りにより算出される金額を積算計上額とする。

なお、受注者からの見積りは、諸経費等(測量は間接測量費及び一般管理費等、設計は間接原価及び一般管理費等)込み金額とし、積算で間接費率を計上しないこと。

附 則

この要領は令和2年8月1日から適用する。

この要領は令和3年7月15日から適用する。

この要領は令和4年7月15日から適用する。

この要領は令和5年7月15日から適用する。

この要領は令和6年7月15日から適用する。

この要領は令和7年7月15日以降に当初設計書を作成する工事から適用する。

第Ⅱ編-1 土工

1. ICT活用工事(土工)

1-1 概要

ICT活用工事(土工)とは、次の①～⑤の段階でICT施工技術を活用する工事という。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事(土工)の実施にあたり、発注者指定Ⅰ型においては、上記①～⑤の全ての段階でのICT施工技術の活用を指定することとするが、発注者指定Ⅱ型及び受注者希望型においては②、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①、③の段階においては受注者の希望により実施する。ただし、発注者指定Ⅱ型においては、通常建機での施工において3次元施工データをトータルステーションに搭載し活用するものとする。

また、受注者からの提案により、作業土工(床掘)、付帯構造物設置工、法面工及び地盤改良工にICT施工技術を活用する場合は、それぞれの要領による。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-1によるものとし、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下下記1)～78)の技術のなかから選択(複数選択可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事または設計段階での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

【メモ】河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた起工測量」も適宜追加する。

ただし、土工数量1,000 m³未満における起工測量にあたっては、作業量・現場状況等を考慮して、監督員と協議のうえ、上記1)～7)によらず従来手法による起工測量を実施してもICT活用工事とする。

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ(3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ)と、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合も、ICT活用工事とする。

③ ICT建設機械による施工

1-2②で作成した3次元設計データを用い、下記1)以下に示すICT建設機械により施工する。位置・標高をリアルタイムに取得するにあたっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和7年3月31日 国土交通省告示第240号)付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

ただし、砂防工事など施工現場の環境条件により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

1) 3次元 MC 又は3次元 MG 建設機械

※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・砂防・道路土工の敷均し、締固め、掘削、法面整形を実施する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

1-2③による工事の施工管理において、以下下記(1)(2)に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。

(1) 出来形管理

下記1)～11)の技術のなかから選択(複数選択可)して出来形管理を行うものとする。

【土工数量1,000 m³以上の場合】

出来形管理にあたっては、出来形管理図表(ヒートマップ)を作成し、出来形の良否を判定する管理手法(面管理)とし、以下1)～4)から選択(複数選択可)して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m²以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。

また、土工における出来形管理にあたっては、以下1)～4)を原則とするが、現場条件等により以下5)～8)の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。(ただ

し、以下5)～8)の出来形管理を選択して面管理を実施した場合は「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること

出来形管理にあたっては、標準的に面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) 施工履歴データを用いた出来形管理(河床掘削)
- ~~9) 施工履歴データを用いた出来形管理(地盤改良工)~~
- ~~10) 施工履歴データを用いた出来形管理(土工)~~
- 11) 地上写真測量を用いた出来形管理
- 12) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

【メモ】河床等掘削がある場合は「音響測深機器を用いた出来形管理」も適宜追加する。

【土工数量1,000 m³未満の場合】

出来形管理にあたっては、上記の5)～8)による出来形管理を実施するものとする。なお、監督員と協議のうえ上記1)～4)の他、以下9)10)による出来形管理を実施してもよい。

- 9) モバイル端末を用いた出来形管理
- 10) 地上写真測量を用いた出来形管理

(2) 品質管理

品質管理にあたっては、受注者は、河川・海岸・砂防・道路土工の品質管理(締固め度)について、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」により実施する。砂置換法又はRI計法との併用による二重管理は実施しないものとする。

なお、本施工着手前及び盛土材料の土質が変わるごと、また、路体と路床のように品質管理基準が異なる場合に試験施工を行い、本施工で採用する締固め回数を設定すること。

TS・GNSSを用いた締固め回数管理により品質管理を行うものとする。

ただし、土質が頻繁に変わりその都度試験施工を行うことが非効率である等、上記による管理そのものがなじまない場合は、適用しなくてもよい。

⑤ 3次元データの納品

1-2①②④により作成したる3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。

1-3 ICT活用工事(土工)の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事(土工)は、以下記載の工事とする。

(1) 以下記載1)、2)の工種を含む工事

1) 河川土工、海岸土工、砂防土工

・掘削工(河床等掘削含む)

・盛土工

・法面整形工

2) 道路土工

・掘削工

・路体盛土工

・路床盛土工

・法面整形工

表-1 ICT施工技術(土工)と適用工種(その1)

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量/ 3次元出来形管理等 施工管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 /出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	①、②、⑫、 ⑫、⑯	土工
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 /出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	①、③、⑫	土工
	TS等光波方式を用いた起工測量/ 出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	①、⑥	土工 河床等掘削
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 /出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	①、⑦	土工
	RTK-GNSSを用いた起工測量/ 出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	①、⑧	土工
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	①、④、⑫、 ⑫	土工
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	①、⑤	土工
	音響測深機器を用いた起工測量	測量	-	○	○	⑩、⑪	河床等掘削
	施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測 出来形管理	ICT 建設機械	○	○	①、⑨、⑩、 ⑫、⑰、⑱、 ⑱、⑳、	土工 河床等掘削 地盤改良工
	TS等光波方式を用いた起工測量/ 出来形管理技術(舗装工事編)	出来形計測	-	○	○	⑬、⑭	付帯構造物 設置工
	TS等光波方式を用いた起工測量/ 出来形管理技術(護岸工事編)	出来形計測	-	○	○	⑮、⑯	護岸工
	3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	-	○	○	⑮、⑳、㉑	法面工 護岸工
モバイル端末を用いた出来形管理	出来形計測	-	○	○	㉒	土工(小規模)	
ICT建設機械 による施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術	まきだし 敷き均し 掘削 整形 床掘 地盤改良	ICT 建設機械	○	○	-	
3次元出来形管理等の 施工管理	TS・GNSSによる締固め管理技術	締固め回数管理	ICT 建設機械	○	○	㉓、㉔	土工

表-1 ICT活用工事(土工)と適用工種(その2)

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編
	② 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	③ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	④ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑤ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・要領(土工編)(案)
	⑥ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑦ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑨ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑩ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫編
	⑪ 音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)
	⑫ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)
	⑬ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編
	⑭ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
	⑮ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編
	⑯ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(護岸工事編)(案)
	⑰ 3次元計測を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編
	⑱ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)
	⑲ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編
	⑳ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)
	㉑ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編
	㉒ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)
	㉓ TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領
	㉔ TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領
	㉕ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	㉖ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	㉗ 公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準-国土地理院
	㉘ UAVを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院
	㉙ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院
	㉚ モバイル端末を用いた3次元計測技術(多点計測技術)

【凡例】○：適用可能 -：適用外

ICT活用工事（土工）（発注者指定I型） 計画書

ICTを活用する 工種・数量	
-------------------	--

施工プロセス		種別・項目		採用 番号	番号・技術名
必須	① 3次元起工測量	/			①空中写真測量(無人航空機) ②地上型レーザー スキャナー ③TS等光波方式 ④TS(ノンプリズム方式) ⑤RTK-GNSS ⑥無人航空機搭載型レーザー スキャナー ⑦地上移動体搭載型レーザー スキャナー ⑧ ⑨ その他の3次元計測技術()
必須	② 3次元設計データ作成				※ 3次元出来形管理に用いる3次元 設計データの作成であり、ICT建設 機械にのみ用いる3次元設計データは 含まない。
必須	③ ICT建設機械による 施工	<input type="checkbox"/>	掘削工		① 3次元マシンコントロール <u>建設機 械()</u> (ブルドーザ)
		<input type="checkbox"/>	盛土工		② 3次元マシンコントロール (バックホウ) 3次元マシンガイ ダンス建設機械()
		<input type="checkbox"/>	路体盛土工		③ 3次元マシンガイダンス (ブルドーザ)
		<input type="checkbox"/>	路床盛土工		④ 3次元マシンガイダンス (バックホウ)
		<input type="checkbox"/>	法面整形工		
必須	④ 3次元出来形管理等 の施工管理	必須	出来形		①空中写真測量(無人航空機) ②地上型レーザー スキャナー ③TS等光波方式 ④TS(ノンプリズム方 式)⑤RTK-GNSS ⑥無人航空機搭載型レーザー スキャナー ⑦地上移動体搭載型レーザー スキャナー ⑧施工履歴データ(河床掘削) ⑨施工履歴データ (地盤改良工) ⑩施工履歴データ(土工) ⑪その他 の3次元計測技術()
		<input type="checkbox"/>	品質		① TS・GNSSによる 締固め回数管理(土工)
必須	⑤ 3次元データの納品	/			
<input type="checkbox"/>	関連施工工種の実施			<input type="checkbox"/>	作業土工(床掘)
		<input type="checkbox"/>	付帯構造物設置工		対象工種()
		<input type="checkbox"/>	法面工		対象工種()
		<input type="checkbox"/>	地盤改良工		対象工種()

※ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

ICT活用工事（発注者指定Ⅱ型） 計画書

ICTを活用する 工種・数量	
-------------------	--

施工プロセス		種別・項目		採用 番号	番号・技術名
□	① 3次元起工測量	/			①空中写真測量(無人航空機) ②地上型レーザー スキャナー ③TS等光波方式 ④TS(ノンプリズム方 式) ⑤RTK-GNSS ⑥無人航空機搭載型レーザー スキャナー ⑦地上移動体搭載型レーザー スキャナー ⑧その他の3次元計測技術()
必須	② 3次元施工データ作成				
□	③通常建設機械による 施工				
必須	④ 3次元出来形管理等 の施工管理 (断面管理)	必須	出来形	①	①トータルステーション等光波方式を用いた出来形管 理
必須	⑤ 3次元データの納品	/			

※ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

ICT活用工事（土工）（受注者希望型） 計画書

ICTを活用する 工種・数量	
-------------------	--

施工プロセス		種別・項目	採用 番号	番号・技術名
<input type="checkbox"/>	① 3次元起工測量	/		①空中写真測量(無人航空機) ②地上型レーザー スキャナー ③TS等光波方式 ④TS(ノンプリズム方 式) ⑤RTK-GNSS ⑥無人航空機搭載型レーザー スキャナー ⑦地上移動体搭載型レーザー スキャナー ⑧その他の3次元計測技術()
必須	② 3次元設計データ作成			※ 3次元出来形管理に用いる3次元 設計データの作成であり、ICT建設 機械にのみ用いる3次元設計データは 含まない。
<input type="checkbox"/>	③ ICT建設機械 による 施工	<input type="checkbox"/> 掘削工		① 3次元マシンコントロール <u>建設機 械()</u> (ブルドーザ)
		<input type="checkbox"/> 盛土工		② 3次元マシンコントロール (バックホウ) <u>3次元マシンガイダ ンス建設機械()</u>
		<input type="checkbox"/> 路体盛土工		③ 3次元マシンガイダンス (ブルドーザ)
		<input type="checkbox"/> 路床盛土工		④ 3次元マシンガイダンス (バックホウ)
		<input type="checkbox"/> 法面整形工		
必須	④ 3次元出来形管理等 の施工管理	必須 出来形		①空中写真測量(無人航空機) ②地上型レーザー スキャナー ③TS等光波方式 ④TS(ノンプリズム方 式) ⑤RTK-GNSS ⑥無人航空機搭載型レーザー スキャナー ⑦地上移動体搭載型レーザー スキャナー ⑧施工履歴データ(河床掘削) ⑨ <u>施工履歴データ</u> (地盤改良工) ⑩ <u>施工履歴データ(土工)</u> ⑪ <u>その他 の3次元計測技術()</u>
		<input type="checkbox"/> 品質		① TS・GNSSによる 締固め回数管理(土工)
必須	⑤ 3次元データの納品	/		
<input type="checkbox"/>	関連施工工種の実施	<input type="checkbox"/> 作業土工(床掘)		
		<input type="checkbox"/> 付帯構造物設置工		対象工種 ()
		<input type="checkbox"/> 法面工		対象工種 ()
		<input type="checkbox"/> 地盤改良工		対象工種 ()

※ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

第Ⅱ編-2 土工(1,000 m³未満)

1. ICT活用工事(土工1,000 m³未満)

1-1 概要

ICT活用工事(土工1,000 m³未満)とは、次の①～⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。なお、土工量が100m³程度までの小規模土工については、ICT活用工事(小規模土工)実施要領によるものとする。

- ① 起工測量(選択)
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事の実施にあたり、②、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①、③の段階においては受注者の希望により実施する。

また、受注者からの提案により、作業土工(床掘)、付帯構造物設置工、法面工及び地盤改良工にICT施工技術を活用する場合は、それぞれの要領による。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-2によるものとする。

① 起工測量(選択)

起工測量において、従来手法による起工測量を原則とするが、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)の技術のなかから選択(複数選択可)して起工測量を実施してもよい。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量
- 8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

1-2②で作成した3次元設計データを用い、下記1)により施工する。

ただし、砂防工事など施工現場の環境条件により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。

1) ~~3次元 MG 建設機械~~

※MG:「マシンガイダンス」の略称

④ ~~3次元出来形管理等の施工管理~~

~~1=2③による工事の施工管理において、下記(1)に示す方法により、出来形管理及び品質管理を実施する。~~

~~(1)出来形管理~~

~~下記1)～13)の技術のなかから選択(複数選択可)して出来形管理を行うものとする。~~

~~出来形管理にあたっては、標準的に断面管理を実施するものとするが、施工現場の環境条件により面的な計測による出来形管理を選択してもよい。~~

- ~~1) モバイル端末を用いた出来形管理~~
- ~~2) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理~~
- ~~3) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理~~
- ~~4) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理~~
- ~~5) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理~~
- ~~6) TS等光波方式を用いた出来形管理~~
- ~~7) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理~~
- ~~8) RTK-GNSSを用いた出来形管理~~
- ~~9) 施工履歴データを用いた出来形管理(河床掘削)~~
- ~~10) 施工履歴データを用いた出来形管理(地盤改良工)~~
- ~~11) 施工履歴データを用いた出来形管理(土工)~~
- ~~12) 地上写真測量を用いた出来形管理(土工)~~
- ~~13) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理~~

⑤ ~~3次元データの納品~~

~~1=2④による3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。~~

1=3 ICT活用工事(土工1000m³未満)の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事(土工1000m³未満)は、下記の工事とする。

(1) 下記1)、2)、3)の工種を含む工事

1) 河川土工、海岸土工、砂防土工

- ・掘削工
- ・盛土工
- ・法面整形工

2) 道路土工

- ・掘削工
- ・路体盛土工
- ・路床盛土工
- ・法面整形工

3) その他(1箇所あたりの施工規模が1,000m³未満となる土工に付随する場合のみ)

・側溝工(暗渠工)

・暗渠工

(2)適用対象外

従来施工において、土工の土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)を適用しない工事は適用対象外とする。

表-2 ICT施工技術(土工1,000m³未満)と適用工種(その1)

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 /出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	①、②、⑳、 ㉖、㉗	土工
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 /出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	①、③、㉘	土工
	T S等光波方式を用いた起工測量/ 出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	①、⑥	土工 河床等掘削
	T S(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 /出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	①、⑦	土工
	RTK-GNSSを用いた起工測量/ 出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	①、⑧	土工
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	①、④、㉙、 ㉚	土工
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	①、⑤	土工
ICT建設機械 による施工	3次元マシンガイダンス技術	まきだし 敷き均し 掘削 整形 床掘 地盤改良	ICT 建設機械	○	○	-	

表-2 ICT施工技術(土工1,000m³未満)と適用工種(その2)

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 土工編
	② 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	③ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	④ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑤ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・要領(土工編)(案)
	⑥ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑦ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑨ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑩ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 河川浚渫編
	⑪ 音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)
	⑫ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)
	⑬ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 舗装工編
	⑭ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
	⑮ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 護岸工編
	⑯ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(護岸工事編)(案)
	⑰ 3次元計測を用いた出来形管理要領(案) 表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編
	⑱ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)
	⑲ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 固結工(スラリー攪拌工)編
	⑳ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)
	㉑ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 法面工編
	㉒ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)
	㉓ TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領
	㉔ TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領
	㉕ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領(土木編)(案)
	㉖ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	㉗ 公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準-国土地理院
	㉘ UAVを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院
	㉙ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院
	㉚ モバイル端末を用いた3次元計測技術(多点計測技術)

【凡例】○：適用可能 —：適用外

ICT活用工事（土工1,000㎡未満） 計画書

ICTを活用する 工種・数量	
-------------------	--

施工プロセス		種別・項目	採用 番号	番号・技術名
<input type="checkbox"/>	①起工測量 (従来手法を原則とする が、3次元データを取得 する場合に記載する。)	/		①空中写真測量(無人航空機) ②地上型レーザースキャナー ③TS等光波方式 ④TS(ノンプリズム方式) ⑤RTK-GNSS ⑥無人航空機搭載型レーザースキャナー ⑦地上移動体搭載型レーザースキャナー ⑧その他の3次元計測技術()
必須	②3次元設計データ作成	/		※3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
<input type="checkbox"/>	③ICT建設機械による 施工	<input type="checkbox"/> 掘削工 <input type="checkbox"/> 盛土工 <input type="checkbox"/> 路体盛土工 <input type="checkbox"/> 路床盛土工 <input type="checkbox"/> 法面整形工		①3次元マシンガイダンス (バックホウ)3次元マシンコント ロール建設機械() ②3次元マシンガイダンス建設機械 ()
必須	④3次元出来形管理等 の施工管理 (断面管理を標準とする が、施工現場の環境条件 により面的な計測による 出来形管理を選択しても よい)	必須	出来形	①モバイル端末 ②空中写真測量(無人航空機) ③地上型レーザースキャナー ④TS等光波方式 ⑤TS(ノンプリズム方式) ⑥RTK-GNSS ⑦無人航空機搭載型レーザースキャナー ⑧地上移動体搭載型レーザースキャナー ⑨施工履歴データ(河床掘削) ⑩施工履歴データ(地盤改良工) ⑪施工履歴データ(土工) ⑫⑬地上写真測量 ⑭その他の3次元計測技術()
必須	⑤3次元データの納品	/		
<input type="checkbox"/>	関連施工工種の実施	<input type="checkbox"/> 作業土工(床掘) <input type="checkbox"/> 付帯構造物設置工 <input type="checkbox"/> 法面工 <input type="checkbox"/> 地盤改良工		対象工種() 対象工種() 対象工種()

※ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

第Ⅱ編-3 土工(小規模)

1. ICT活用工事(小規模土工)

1-1 概要

~~ICT活用工事(小規模土工)とは、次の①、②、③、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。~~

- ~~① 起工測量(選択)~~
- ~~② 3次元設計データ作成~~
- ~~③ ICT建設機械による施工~~
- ~~④ 該当無し~~
- ~~⑤ 3次元データの納品~~

~~なお、ICT活用工事の実施にあたり、②、及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①、③の段階においては受注者の希望により実施する。~~

~~また、受注者からの提案により、作業土工(床掘)、付帯構造物設置工、法面工及び地盤改良工にICT施工技術を活用する場合は、それぞれの要領による。~~

~~※小規模土工とは、下記の作業内容を対象とする。~~

- ~~・ 1箇所当りの施工主量が100 m³程度までの掘削、積込み及びそれらに伴う運搬作業~~
- ~~・ 1箇所当りの施工主量が100 m³程度まで、又は平均施工幅2m未満の床掘り及びそれに伴う埋戻し、舗装版破砕積込(舗装厚5cm以内)、運搬作業~~

~~また、適用土質は、土砂(砂質土及び砂、粘性土、レキ質土)とする。~~

~~なお、「1箇所当り」とは目的物(構造物・掘削等)1箇所当りのことであり、目的物が連続している場合は、連続している区間を1箇所とする。~~

1-2 ICT施工技術の具体的内容

~~ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-3によるものとする。~~

~~① 起工測量(選択)~~

~~起工測量において、従来手法による起工測量を原則とするが、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)の技術のなかから選択(複数選択可)して起工測量を実施してもよい。~~

- ~~1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量~~
- ~~2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量~~
- ~~3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量~~
- ~~4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量~~
- ~~5) TS等光波方式を用いた起工測量~~
- ~~6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量~~
- ~~7) RTK-GNSSを用いた起工測量~~
- ~~8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量~~

~~② 3次元設計データ作成~~

~~1-2①で計測した測量データと、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。~~

~~③ ICT建設機械による施工~~

~~1-2②で作成した3次元設計データを用い、下記1)により施工する。~~

~~ただし、施工現場の環境条件により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事とする。~~

~~1) 3次元 MG 建設機械~~

~~※MG:「マシンガイダンス」の略称~~

~~④ 3次元出来形管理等の施工管理~~

~~基本的に作業土工であるため該当なし。⑤ 3次元データの納品~~

~~1-2②による3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。~~

1-3 ICT活用工事(小規模土工)の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事(小規模土工)は、下記の工事とする。

(1) 下記1)、2)の工種を含む工事

1) 河川土工、海岸土工

・掘削工

2) 道路土工

・掘削工

(2) 適用対象外

従来施工において、土工の土木工事施工管理基準(出来形管理基準及び規格値)を適用しない工事は適用対象外とする。

表-3 ICT施工技術(小規模土工)と適用工種(その1)

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量/ 3次元出来形管理等 施工管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量	測量	-	○	○	①、②、⑳、 ㉑、㉒	土工
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量	測量	-	○	○	①、③、㉓	土工
	TS等光波方式を用いた起工測量	測量	-	○	○	①、⑥	土工 河床等掘削
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量	測量	-	○	○	①、⑦	土工
	RTK-GNSSを用いた起工測量	測量	-	○	○	①、⑧	土工
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量	測量	-	○	○	①、④、㉔、 ㉕	土工
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量	測量	-	○	○	①、⑤	土工
ICT建設機械 による施工	3次元マシンガイダンス技術	まきだし 敷き均し 掘削 整形 床掘 地盤改良	ICT 建設機械	○	○	-	

表-3 ICT施工技術(小規模土工)と適用工種(その2)

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編
	② 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	③ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	④ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑤ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・要領(土工編)(案)
	⑥ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑦ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑨ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑩ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)河川浚渫編
	⑪ 音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)
	⑫ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)
	⑬ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編
	⑭ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
	⑮ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編
	⑯ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(護岸工事編)(案)
	⑰ 3次元計測を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編
	⑱ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)
	⑲ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編
	⑳ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)
	㉑ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編
	㉒ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)
	㉓ TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領
	㉔ TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領
	㉕ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領(土木編)(案)
	㉖ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	㉗ 公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準-国土地理院
	㉘ UAVを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院
	㉙ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院
	㉚ モバイル端末を用いた3次元計測技術(多点計測技術)

【凡例】○：適用可能 —：適用外

I C T活用工事（小規模土工）計画書

I C Tを活用する 工種・数量	
---------------------	--

施工プロセス	種別・項目	採用 番号	番号・技術名	
<input type="checkbox"/>	①起工測量（選択） （従来手法を原則とする が、3次元データを取得 する場合に記載する。）		①空中写真測量(無人航空機) ②地上型レーザー スキャナー ③TS等光波方式 ④TS(ノンプリズム方 式) ⑤RTK-GNSS ⑥無人航空機搭載型レーザー スキャナー ⑦地上移動体搭載型レーザースキャナー ⑧その他の3次元計測技術()	
必須	②3次元設計データ作成		※ 3次元出来形管理に用いる3次元 設計データの作成であり、I C T建設 機械にのみ用いる3次元設計データは 含まない。	
<input type="checkbox"/>	③I C T建設機械 による 施工	<input type="checkbox"/>	掘削工	①3次元マシンガイダンス (バックホウ)
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	盛土工	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	路体盛土工	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	路床盛土工	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	法面整形工	
該当なし				
必須	⑤3次元データの納品			
<input type="checkbox"/>	関連施工工種の実施	<input type="checkbox"/>	作業土工(床掘)	
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	付帯構造物設置工	対象工種 ()
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	法面工	対象工種 ()
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>	地盤改良工	対象工種 ()

※ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

第Ⅲ編 作業土工(床掘)

1. ICT活用工事(作業土工(床掘))

1-1 概要

ICT活用工事(作業土工(床掘))とは、次の①、②、③、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① ~~3次元~~起工測量(選択)
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 該当無し
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事の実施にあたり、②及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①、③の段階においては受注者の希望により実施する。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-4によるものとする。

① ~~3次元~~起工測量(選択)

起工測量において、従来手法による起工測量を原則とするが、ICT 土工等で取得した起工測量データがある場合は、積極的に活用する。

また、3次元測量データを取得するため、下記以下1)～87)の技術のなかから選択(複数選択可)して起工測量を行う実施してよいものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

~~8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量~~

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ(3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ)と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

③ ICT建設機械による施工

1-2②で作成した3次元設計データを用い、下記以下1)により施工する。位置・標

高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和7年3月31日国土交通省告示第240号)付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元 MC 又は3次元 MG 建設機械

※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川・海岸・道路土工の掘削等を実施する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

作業土工(床掘)においては基本的に作業土工であるため該当無し。

⑤ 3次元データの納品

1-2②により作成した3次元設計データを電子納品する。

ただし、1-2①において、3次元起工測量を実施した場合は、取得した3次元測量データも3次元データ納品の対象とする。

1-3 ICT施工技術工事(作業土工(床掘))の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事(作業土工(床掘))は、ICT活用工事(土工)対象工事で受注者がICT活用工事(土工)の実施するもののうち、作業土工(床掘)についてICT施工技術の活用を希望したものを対象とする。

ただし、ICT活用工事の対象規模は、以下の作業土工(床掘工)を含む工事とする。

- ・平均施工幅2m以上の土砂の掘削等である床掘り
- ・平均施行幅1m以上2m未満の土砂の掘削等である床掘
- ・平均施工幅1m未満の土砂の掘削等である床掘り

表-4 ICT施工技術(作業主工(床掘))と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量/ 3次元出来形管理等 施工管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量	測量	-	○	○	①、②、 ③、④	土工
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量	測量	-	○	○	①、⑤	土工
	TS等光波方式を用いた起工測量	測量	-	○	○	①	土工
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量	測量	-	○	○	①	土工
	RTK-GNSSを用いた起工測量	測量	-	○	○	①	土工
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量	測量	-	○	○	①、②、③	土工
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量	測量	-	○	○	①	土工
ICT建設機械 による施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術	床掘	ICT 建設機械	○	○	-	
【凡例】○:適用可能 -:適用外							

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編
	② 空中写真測量（無人航空機）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	③ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	④ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑤ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・要領（土工編）（案）
	⑥ T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑦ T S（ノンプリ）を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑧ R T K-G N S Sを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑨ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）
	⑩ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫編
	⑪ 音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）
	⑫ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川浚渫編）（案）
	⑬ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編
	⑭ T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（舗装工事編）（案）
	⑮ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）護岸工編
	⑯ T S等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（護岸工事編）（案）
	⑰ 3次元計測を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編
	⑱ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（案）
	⑲ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）固結工（スラリー攪拌工）編
	⑳ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領（固結工（スラリー攪拌工）編）（案）
	㉑ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編
	㉒ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領（案）
	㉓ T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理要領
	㉔ T S・G N S Sを用いた盛土の締固め管理の監督・検査要領
	㉕ 地上写真測量を用いた出来形管理の監督・検査要領（土木編）（案）
	㉖ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	㉗ 公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準—国土地理院
	㉘ UAVを用いた公共測量マニュアル（案）—国土地理院
	㉙ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル（案）—国土地理院
	㉚ モバイル端末を用いた3次元計測技術（多点計測技術）

【凡例】○：適用可能 —：適用外

第IV編 付帯構造物設置工

1. ICT活用工事(付帯構造物設置工)

1-1 概要

ICT活用工事(付帯構造物設置工)とは、次の①、②、④、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事(付帯構造物設置工)の実施にあたり、②、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①の段階においては受注者の希望により実施する。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表—5によるものとする。し、関連要領等については、最新のものを用いるものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～7)の技術の中から選択(複数選択可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

~~8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量~~

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ(3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ)と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元データの作成はICT活用工事(土工)等又はICT活用工事(舗装工)と合わせて実施するが、ICT活用工事(付帯構造物設置工)の施工管理においては、3次元

設計データとして、3次元座標を用いた線形データも活用できる。TIN形式でのデータ作成は必須としない。

③ ICT建設機械による施工

付帯構造物設置工においては該当無し。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

付帯構造物設置工の施工管理において、下記に示す方法により、出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

~~下記1)～8)の技術のなかから選択(複数選択可)して出来形管理を行うものとする。~~

付帯構造物設置工の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択(複数以上可)して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

~~8) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理~~

なお、監督員との協議の上で他の計測技術による出来形管理を行ってもよい。

(2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

1-2①②④による3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

1-3 ICT活用工事(付帯構造物設置工)の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事(付帯構造物設置工)は、ICT活用工事(土工)又はICT活用工事(舗装工)対象工事を受注者がICT活用工事(土工)又はICT活用工事(舗装工)の実施するもののうち、下記以下の工種についてICT施工技術の活用を希望したものを対象とする。

(1) 対象工種

- 1) コンクリートブロック工(コンクリートブロック積)、(コンクリートブロック張)、(連節ブ

- ロック張)、(天端保護ブロック)
- 2) 緑化ブロック工
 - 3) 石積(張)工
 - 4) 側溝工(プレキャストU型側溝)、(L型側溝)、(自由勾配側溝)
 - 5) 管渠工
 - 6) 暗渠工
 - 7) 縁石工(縁石・アスカーブ)
 - 8) 基礎工(護岸)(現場打基礎)、(プレキャスト基礎)
 - 9) 海岸コンクリートブロック工
 - 10) コンクリート被覆工
 - 11) 護岸附属物工

表-5 ICT活用工事(付帯構造物設置工)と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量/ 3次元出来形管理等 施工管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 (土工)	測量	-	○	○	①、②、⑭、 ⑮、⑯	
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 (土工)	測量	-	○	○	①、③、⑰	
	TS等光波方式を用いた起工測量(土工)	測量	-	○	○	①、⑥	
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 (土工)	測量	-	○	○	①、⑦	
	RTK-GNSSを用いた起工測量/ (土工)	測量	-	○	○	①、⑧	
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量(土工)	測量	-	○	○	①、④、 ⑭、⑮	
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量(土工)	測量	-	○	○	①、⑤	
	TS等光波方式を用いた起工測量/ 出来形管理技術(舗装工)	出来形計測	-	○	○	⑨、⑩	付帯構造物 設置工
	TS等光波方式を用いた起工測量/ 出来形管理技術(護岸工)	出来形計測	-	○	○	⑪、⑫	護岸工
	3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	-	○	○	①、⑬	護岸工

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編
	② 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	③ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	④ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑤ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・要領(土工編)(案)
	⑥ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑦ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑨ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編
	⑩ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
	⑪ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編
	⑫ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(護岸工事編)(案)
	⑬ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)
	⑭ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	⑮ 公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準-国土地理院
	⑯ UAVを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院
	⑰ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院

【凡例】○:適用可能 □:適用外

ICT活用工事（付帯構造物設置工） 計画書

<u>ICTを活用する 工種・数量</u>	
---------------------------	--

<u>施工プロセス</u>		<u>種別・項目</u>	<u>採用 番号</u>	<u>番号・技術名</u>
<input type="checkbox"/>	<u>① 3次元起工測量</u>			<u>①空中写真測量(無人航空機) ②地上型レーザー スキャナー ③無人航空機搭載型レーザー スキャナー ④地上移動体搭載型レーザー スキャナー⑤TS等光波方式 ⑥TS(ノン プリズム方式) ⑦RTK-GNSS</u>
<u>必須</u>	<u>② 3次元設計データ作成</u>			<u>※ 3次元出来形管理に用いる3次元 設計データの作成であり、ICT建設 機械にのみ用いる3次元設計データは 含まない。</u>
	<u>該当なし</u>			
<u>必須</u>	<u>④ 3次元出来形管理等の 施工管理</u>			<u>①空中写真測量(無人航空機) ②地上型レーザー スキャナー ③無人航空機搭載型レーザー スキャナー ④地上移動体搭載型レーザー スキャナー⑤TS等光波方式 ⑥TS(ノン プリズム方式) ⑦RTK-GNSS</u>
<u>必須</u>	<u>⑤ 3次元データの納品</u>			

※ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる

第V編 法面工

1. ICT活用工事(法面工)

1-1 概要

ICT活用工事(法面工)とは、次の①、②、④、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事(法面工)の実施にあたり、②、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①の段階においては受注者の希望により実施する。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表—6によるものとする。し、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記以下1)～78)の技術のなかから選択(複数選択可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量を選択してもICT活用工事とする。

また、法面工の関連施工としてICT土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

~~8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量~~

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ(3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ)と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者はが貸与する3次元データを活用する場合もICT活用工事とする。

また、3次元データの作成はICT活用工事(土工)等と合わせて実施するが、ICT活用工事(法面工)の施工管理においては、3次元設計データ(TIN)形式でのデータ作成は必須としない。

現地合わせによる施工を行う法枠工・植生工・吹付工においては、出来形計測時に用いる設計値は従来どおりとし、3次元設計データの作成は必要としない。

③ ICT建設機械による施工

法面工においては該当無し

④ 3次元出来形管理等の施工管理

法面工の施工管理において、下記以下に示す方法により、出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

下記1)～8)の技術のなかから選択(複数選択可)して出来形管理を行うものとする。

法面工等の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択(複数以上可)して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) TS等光波方式無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) TS(ノンプリズム方式)地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) RTK-GNSSTS等光波方式を用いた出来形管理を用いた出来形管理
- 6) 無人航空機搭載型レーザースキャナーTS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) 地上移動体搭載型レーザースキャナーRTK-GNSSを用いた出来形管理
- 8) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係によりICT施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、施工段階における出来形計測結果がわかる写真・画像データ等と併用するなどして、他の計測技術による出来形管理を行ってもよいものとする。

(2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い下記以下1)の出来形管理要領による。

- 1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3

次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

1-2①②④によるり作成した3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

1-3 ICT活用工事(法面工)の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事(法面工)は、下記以下の工事種とする。

(1)対象工種

- 1)植生工(種子散布)、(張芝)、(筋芝)、(市松芝)、(植生シート)、(植生マット)、(植生筋)、(人工張芝)、(植生穴)、(植生基材吹付)、(客土吹付)
- 2)吹付工(コンクリート吹付)、(モルタル吹付)
- 3)吹付法砕工
- 4)落石雪害防止工

表-6 ICT施工技術(法面工)と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量/ 3次元出来形管理等 施工管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 /出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	①、③、⑪、 ⑫、⑬	
	地上型レーザーキャナーを用いた起工測量 /出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	①、④、⑭	
	TS等光波方式を用いた起工測量/ 出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	①、⑥	
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 /出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	①、⑦	
	RTK-GNSSを用いた起工測量/ 出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	①、⑧	
	無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた 起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	①、⑨	
	地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた 起工測量/出来形管理技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	①、⑩	
	3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	-	○	○	②、⑤	
【関連要領等一覧】	<ul style="list-style-type: none"> ① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編 ② 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)法面工編 ③ 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) ④ 地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) ⑤ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案) ⑥ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) ⑦ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) ⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) ⑨ 無人航空機搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案) ⑩ 地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理の監督・要領(土工編)(案) ⑪ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領 ⑫ 公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準-国土地理院 ⑬ UAVを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院 ⑭ 地上レーザーキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院 						

【凡例】○:適用可能 ~~○:適用外~~

ICT活用工事（法面工） 計画書

<u>ICTを活用する 工種・数量</u>	
---------------------------	--

	<u>施工プロセス</u>	<u>種別・項目</u>	<u>採用 番号</u>	<u>番号・技術名</u>
<input type="checkbox"/>	<u>① 3次元起工測量</u>	/		①空中写真測量(無人航空機) ②地上型レーザー スキャナー ③無人航空機搭載型レーザー スキャナー ④地上移動体搭載型レーザー スキャナー⑤TS等光波方式 ⑥TS(ノン プリズム方式) ⑦RTK-GNSS
必須	<u>② 3次元設計データ作成</u>	/		※ 3次元出来形管理に用いる3次元 設計データの作成であり、ICT建設 機械にのみ用いる3次元設計データは 含まない。
	<u>該当なし</u>	/		
必須	<u>④ 3次元出来形管理等の 施工管理</u>	/		①空中写真測量(無人航空機) ②地上型レーザー スキャナー ③無人航空機搭載型レーザー スキャナー ④地上移動体搭載型レーザー スキャナー⑤TS等光波方式 ⑥TS(ノン プリズム方式) ⑦RTK-GNSS
必須	<u>⑤ 3次元データの納品</u>	/		

※ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる

第VI編 地盤改良工

1. ICT活用工事(地盤改良工)

1-1 概要

ICT活用工事(地盤改良工)とは、次の①～⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事(地盤改良工)の実施にあたり、②、③、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①の段階においては受注者の希望により実施する。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表—7によるものとする。し、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記以下1)～78)の技術のなかから選択(複数選択可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、施工現場の環境条件により、面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

~~8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量~~

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ(3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ)と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、ICT活用工事(地盤改良工)の3次元設計データとは「施工履歴データを用いた出来形管理要領(表層安定処理・中層地盤改良工事編)、(固結工(スラリー攪拌工編))」で定義する地盤改良設計データのことをいう。

③ ICT建設機械による施工

1-2②で作成した3次元設計データを用い、下記以下1)2)に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和5年3月31日 国土交通省告示第250号)付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

- 1) 3次元 MG 機能を持つ地盤改良機
- 2) 3次元 MC 又は3次元 MG 建設機械

※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

1-2③による工事の施工管理において、下記以下に示す方法により、出来形管理を実施する。

- 1) 施工履歴データを用いた出来形管理(地盤改良工)

⑤ 3次元データの納品

1-2①②④によるり作成した3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。

1-3 ICT活用工事(地盤改良工)の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事(地盤改良工)は、下記以下の工事とする。

(1)以下の工種を含む工事

- 1)地盤改良工
 - ・路床安定処理工
 - ・表層安定処理工
 - ・固結工(中層混合処理)
 - ・固結工(スラリー攪拌工)
 - ・バーチカルドレーン工(ペーパードレーン工)
 - ・サンドコンパクションパイル工

表一七 ICT施工技術(地盤改良工)と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量/ 3次元出来形管理等 施工管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量(土工)	測量	-	○	○	①、④、⑬、⑭、⑮	
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量(土工)	測量	-	○	○	①、⑤、⑯	
	TS等光波方式を用いた起工測量(土工)	測量	-	○	○	①、⑥	
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量(土工)	測量	-	○	○	①、⑦	
	RTK-GNSSを用いた起工測量(土工)	測量	-	○	○	①、⑧	
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量(土工)	測量	-	○	○	①、⑨、⑬、⑭	
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量(土工)	測量	-	○	○	①、⑩	
	施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測 出来形管理	ICT 建設機械	○	○	②、③、⑪、⑫	地盤改良工
ICT建設機械による施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術	地盤改良	ICT 建設機械	○	○	-	

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)土工編
	② 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表面安定処理等・固結工(中層混合処理)編
	③ 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)固結工(スラリー攪拌工)編
	④ 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑤ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑥ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑦ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑨ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑩ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・要領(土工編)(案)
	⑪ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(表層安定処理等・中層地盤改良工事編)(案)
	⑫ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)
	⑬ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	⑭ 公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準-国土地理院
	⑮ UAVを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院
	⑯ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院

【凡例】○:適用可能 -:適用外

ICT活用工事（地盤改良工） 計画書

ICTを活用する 工種・数量	
-------------------	--

施工プロセス	種別・項目	採用 番号	番号・技術名
□ ① 3次元起工測量	/	/	①空中写真測量(無人航空機) ②地上型レーザースキャナー ③ TS等光波方式 ④TS(ノンプリズ ム方式) ⑤RTK-GNSS ⑥無 人航空機搭載型レーザースキャ ナー ⑦地上移動体搭載型レー ザースキャナー ⑧その他の3次元 計測技術 ()
必須 ② 3次元設計データ作成	/	/	※ 3次元出来形管理に用いる3 次元設計データの作成であり、 ICT建設機械にのみ用いる3 次元設計データは含まない。
必須 ③ ICT建設機械 による 施工	<input type="checkbox"/> 路床安定処理工 <input type="checkbox"/> 表層安定処理工 <input type="checkbox"/> 固結工(中層 混合処理) <input type="checkbox"/> 固結工(スラリ ー攪拌工) <input type="checkbox"/> バーチカルドレ ーン工(ペーパ ードレーン工) <input checked="" type="checkbox"/> <u>サンドコンパ クションパイル工</u>		① 3次元マシンコントロール機 能を持つ地盤改良機 () ② 3次元マシンコントロール 建設建機 () ③ 3次元マシンガイダンス 建設建機 ()
必須 ④ 3次元出来形管理等 の施工管理	必須 出来形		①施工履歴データ
必須 ⑤ 3次元データの納品	/	/	/

※ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

第Ⅶ編 舗装工

1. ICT活用工事(舗装工)

1-1 概要

ICT活用工事(舗装工)とは、次の①～⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事(舗装工)の実施にあたり、②、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①、③の段階においては受注者の希望により実施する。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表—8によるものとする。し、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記以下1)～45)の技術のなかから選択(複数選択可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事及び設計段階での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS等光波方式を用いた起工測量
- 4) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- ~~5) その他の3次元計測技術を用いた起工測量~~

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ(3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ)と、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT 建設機械による施工及び3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合も、ICT 活用工事とする。

③ ICT建設機械による施工

1-2②で作成した3次元設計データを用い、下記以下1)により施工する。但し、施工現場の環境条件、ICT建設機械が手配できない場合等により、③ICT建設機械による施工が困難となる場合は、従来型建設機械による施工を実施してもICT活用工事と

する。示すICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和7年3月31日 国土交通省告示第240号)付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元 MC 建設機械(モータグレーダ)

※MC:「マシンコントロール」の略称

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術を用いて、敷均しを実施する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

舗装工事の施工管理において、下記に示す方法により施工管理を実施する。

(1) 出来形管理

下記1)～5)のいずれかの技術を用いた出来形管理を行うものとする。

出来形管理にあたっては、標準的に面管理を実施するものとするが、表層以外については、従来手法(出来形管理基準上で当該基準に基づく管理項目)での管理を実施してもよい。また、施工現場の環境条件により面的な計測のほか、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

出来形管理にあたっては、出来形管理図表(ヒートマップ)を作成し、出来形の良否を判定する管理手法(面管理)とし、以下1)～2)から選択(複数以上可)して実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m²以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。

また、舗装工における出来形管理にあたっては、以下1)～2)を原則とするが、現場条件等により以下3)～4)の出来形管理を選択して面管理を実施してもよい。(ただし「3次元出来形管理・3次元データ納品費用、外注経費等の費用」の対象外となるので注意すること)

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 4) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 5) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理

また、出来形管理のタイミングが複数回にわたることにより一度の計測面積が限定される等、面管理が非効率になる場合及び降雪・積雪等により面管理が実施できない場合は、監督員との協議の上、管理断面及び変化点の計測による出来形管理を選択してもICT活用工事とする。

⑤ 3次元データの納品

1-2①②④により作成した3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。

1-3 ICT活用工事(舗装工)の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事(舗装工)は、下記の工事とする。

(1) 下記の工種(種別)を含む工事

- ・アスファルト舗装工
- ・半たわみ性舗装工
- ・排水性舗装工
- ・透水性舗装工
- ・グースアスファルト舗装工
- ・コンクリート舗装工

表-8 ICT活用工事(舗装工)と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量/ 3次元出来形管理等 施工管理	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 /出来形管理技術(舗装工)	測量	-	○	○	①、②、⑥	舗装
	TS 等光波方式を用いた起工測量 /出来形管理技術(舗装工)	測量	-	○	○	①、③	舗装 付帯構造物設置工
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 /出来形管理技術(舗装工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	○	○	①、④	舗装
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量/出来形管理技術(舗装工)	出来形計測	-	○	△	①、⑤	舗装
ICT建設機械 による施工	3次元マシンコントロール技術	出来形計測	ICT 建設機械	○	△		

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編
	② 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
	③ TS 等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
	④ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
	⑤ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・要領(舗装工事編)(案)
	⑥ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案) - 国土地理院

【凡例】○:適用可能、△:一部適用可能、-:適用外

ICT活用工事（舗装工） 計画書

ICTを活用する 工種・数量	
-------------------	--

施工プロセス		種別・項目		採用 番号	番号・技術名
□	① 3次元起工測量	/			①地上型レーザースキャナー ②TS等光波方式 ③TS(ノンプリズム方式) ④地上移動体搭載型レーザースキャナー ⑤その他の3次元計測技術()
必須	② 3次元設計データ作成	/			※ 3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
□	③ ICT建設機械 による 施工	□	アスファルト 舗装工		① 3次元マシンコントロール モータグレーダ
□		□	半たわみ性 舗装工		
□		□	排水性舗装工		
□		□	透水性舗装工		
□		□	グースアスファ ルト舗装工		
□		□	コンクリート 舗装工		
必須	④ 3次元出来形管理等 の施工管理	必須	出来形		①地上型レーザースキャナー ②TS等光波方式 ③TS(ノンプリズム方式) ④地上移動体搭載型レーザースキャナー ⑤その他の3次元計測技術()
必須	⑤ 3次元データの納品	/			
□	関連施工工種の実施	□	付帯構造物設置工	対象工種 ()	

※ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

第Ⅷ編 河川浚渫

1. ICT活用工事(河川浚渫)

1-1 概要

ICT活用工事(河川浚渫)とは、次の①～⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事(河川浚渫)の実施にあたり、②、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①、③の段階においては受注者の希望により実施する。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表—9によるものとする。し、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記以下1)～2)の技術のなかから選択(複数選択可)して測量を行うものとする。なお、直近の測量成果等での3次元納品データが活用できる場合等及び3次元出来形管理等の施工管理において施工履歴データを用いた出来形管理を実施する場合には、監督員と協議の上、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用とする。

1) 音響測深機器を用いた起工測量

2) その他の3次元計測技術を用いた起工測量*レッド測深等従来手法による起工測量(※)

※従来の管理断面においてTSを用いて測定し、計測点同士をTINで結合する方法で断面間を3次元的に補完することを含む。

(※)上記2)による起工測量を実施した場合は、計測点同士を結合し、TINデータの作成ができるように測量データを取得するものとする。

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ(3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ)と、発注者が貸与する発注図データを用いて、ICT建設機械による施工、及び3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合も、ICT活用工事とする。

③ ICT建設機械による施工

1-2②で作成した3次元設計データを用い、下記以下1)により施工する。示すICT建

設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和7年3月31日 国土交通省告示第240号)付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元 MC 又は3次元 MG 建設機械

※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、河川浚渫を実施する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

1-2③による工事の施工管理において、下記1)～3)に示す方法により以下の出来形管理を実施する。

(1)出来形管理

出来形管理にあたっては、出来形管理図表(ヒートマップ)を作成し、出来形の良否を判定する管理手法(面管理)とし、以下1)にて実施するものとする。なお、面管理とは出来形管理の計測範囲において、1m間隔以下(1点/m²以上)の点密度が確保できる出来形計測を行い、3次元設計データと計測した各ポイントとの離れを算出し、出来形の良否を面的に判定する管理手法のことをいう。

1) 音響測深機器を用いた出来形管理

なお、以下2)の方法で実施しても ICT 活用工事とする。

2) 施工履歴データを用いた出来形管理

~~3) その他の3次元計測技術を用いた出来形管理~~

⑤ 3次元データの納品

1-2①②④によるり作成した3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。

1-3 ICT活用工事(河川浚渫)の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事(河川浚渫)は、下記の工種を含む工事とする。

(1) 浚渫工(バックホウ浚渫船)

・浚渫船運転工

表-9 ICT施工技術(河川浚渫)と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用工種			監督・検査 施工管理	備考
				ポンプ 浚渫船	グラブ 浚渫船	バックホウ 浚渫船		
3次元起工測量/ 3次元出来形管理等 施工管理	音響測深機器を用いた起工測量 /出来形管理技術(河川浚渫工)	測量 出来形計測 出来形管理	-	-	-	○	①、②	
	施工履歴データを用いた出来形管理技術	測量 出来形計測 出来形管理	ICT 建設機械	-	-	○	①、③	
ICT建設機械 による施工	3次元マシンコントロール技術 3次元マシンガイダンス技術	浚渫	ICT 建設機械	-	-	○		

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(河川浚渫編)(案)
	② 音響測深機器を用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)
	③ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(河川浚渫編)(案)

【凡例】○:適用可能 - :適用外

ICT活用工事（河川浚渫） 計画書

ICTを活用する 工種・数量	
-------------------	--

施工プロセス		種別・項目		採用 番号	番号・技術名
<input type="checkbox"/>	① 3次元起工測量				① 音響測深機器 ② その他の3次元計測技術 () レッド測 深等従来手法による起工測量
必須	② 3次元設計データ作成				※ 3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
<input type="checkbox"/>	③ ICT建設機械 による 施工	<input type="checkbox"/>	浚渫工(バックホウ浚渫船) 浚渫船運搬工		① 3次元マシンコントロール 建設機械 () ② 3次元マシンガイダンス 建設機械 ()
必須	④ 3次元出来形管理等 の施工管理	必須	出来形		① 音響測深機器 ② 施工履歴データ ③ その他の3次元計測技術 ()
必須	⑤ 3次元データの納品				

※ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

第Ⅷ編 舗装工(修繕工)

1. ICT活用工事(舗装工(修繕工))

1-1 概要

ICT活用工事(舗装工(修繕工))とは、次の①～⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工(~~施工管理システム~~)
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事(舗装工(修繕))の実施にあたり、②及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①、③及び④の段階においては受注者の希望により実施する。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表—10によるものとする。し、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

① 3次元起工測量

起工測量において、交通規制を削減し3次元測量データを取得するため、下記1)～4)の技術のなかから選択(複数選択可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、前工事及び設計段階での3次元納品データが活用できる場合等においては、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用とする。

- 1) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 2) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 4) ~~その他の3次元計測技術を用いた起工測量~~

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ(3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ)と、発注者が貸与する発注図データを用いて、施工指示に用いる切削計画を作成する。~~また、従来建設機械による施工及び出来形管理を行う場合は断面データを作成し、3次元出来形管理を行う場合は3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。~~

③ ICT建設機械による施工(~~施工管理システム~~)

1-2②で作成した3次元設計データを用い、下記以下1)2)に示す~~施工管理システム~~

を搭載した建設機械を用いた施工を実施又は従来型建設機械による施工が選択できる。ICT建設機械により施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則(令和7年3月31日 国土交通省告示第240号)付録1測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MCまたは3次元MG建設機械※

1-2) 3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械

※MC:「マシンコントロール」の略称、MG:「マシンガイダンス」の略称

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術、または、建設機械の作業装置位置及び切削深さ(高さ)をリアルタイムに計測・記録する施工管理の機能を有する技術を用いて、路面切削を実施する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

ICT 舗装工(修繕工)1-2③による工事の施工管理において、施工管理システムを搭載した建設機械を用いた施工を選択した場合は、下記に示す方法で出来形管理を実施する。従来型建設機械により施工する場合は、従来手法による管理を実施する。以下に示す方法により出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

路面切削作業の施工管理において、下記1)により出来形管理を行うものとする。

3次元MCまたは3次元MG建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、管理断面及び変化点の計測による出来形管理とし、以下1)2)から選択(複数以上可)して実施するものとする。

1) TS等光波方式を用いた出来形管理

1) 施工履歴データを用いた出来形管理

2) 地上写真測量を用いた出来形管理

3次元位置を用いた施工管理システムを搭載した建設機械を使用した場合の出来形管理にあたっては、建設機械の作業装置位置及び切削深さ(高さ)をリアルタイムに計測・記録する施工管理システムから得られる施工履歴データにより以下3)により実施するものとする。

3) 施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

1-2①②④による作成した3次元データ等及び1-2④において施工を選択した場合、3次元施工管理データを工事完成図書として電子納品する。

1-3 ICT活用工事(舗装工(修繕工))の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事(舗装工(修繕工))は、下記の工種を含む対象とする。

(1)対象工種(種別)

- 1) 切削オーバーレイ工
- 2) 路面切削工

表-10 ICT施工技術(舗装工(修繕工))と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量/ 3次元出来形管理等 施工管理	地上型レーザースカナーを用いた起工測量(舗装工事編)	測量	-	-	○	①、②、⑥	
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量(舗装工事編)	測量	-	-	○	①、③	
	地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた起工測量(舗装工事編)	測量	-	-	○	①、④	
	施工履歴データを用いた出来形管理技術	出来形計測	ICT 建設機械	-	△	①、⑤	路面切削工

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編
	② 地上型レーザースカナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
	③ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(舗装工事編)(案)
	④ 地上移動体搭載型レーザースカナーを用いた出来形管理の監督・要領(舗装工事編)(案)
	⑤ 施工履歴データを用いた出来形管理の監督・検査要領(路面切削工編)(案)
	⑥ 地上レーザースカナーを用いた公共測量マニュアル(案) - 国土地理院

【凡例】○:適用可能、△:選択可能、-:適用外

ICT活用工事（舗装工（修繕工）） 計画書

ICTを活用する 工種・数量	
-------------------	--

施工プロセス		種別・項目		採用 番号	番号・技術名
<input type="checkbox"/>	① 3次元起工測量				①地上型レーザースキャナー②TS（ノンプリズム方式）③地上移動体搭載型レーザースキャナー ④ その他の3次元計測技術
必須	② 3次元設計データ作成				※ 3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
<input type="checkbox"/>	③ ICT建設機械 による 施工	<input type="checkbox"/>	切削 オーバーレイ工		① 3次元マシンコントロール 建設機械（<u> </u>） ② 3次元マシンガイダンス 建設機械（<u> </u>） ④③ 3次元位置を用いた施工管 理システムを搭載した建設機械（路 面切削機）
		<input type="checkbox"/>	路面切削工		
<input type="checkbox"/>	④ 3次元出来形管理等 の施工管理	<input type="checkbox"/>	出来形		① TS等光波方式を用いた出来 形管理 ② 地上写真測量を用いた出来形 管理 ③ 施工履歴データ
必須	⑤ 3次元データの納品				

※ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

第Ⅹ編 構造物工(橋梁上部)

1. ICT活用工事(構造物工(橋梁上部))

1-1 概要

ICT活用工事(構造物工(橋梁上部))とは、次の①、②、④、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① ~~3次元起工測量該当無し~~
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事(構造物工(橋梁上部))の実施にあたり、②、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、~~①の段階においては受注者の希望により実施する。~~

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表-11によるものとする。

① 3次元起工測量

該当なし。

~~起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記1)～8)の技術のなかから選択(複数選択可)して測量を行うものとする。~~

~~起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用とする。~~

- ~~1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量~~
- ~~2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量~~
- ~~3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量~~
- ~~4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量~~
- ~~5) TS等光波方式を用いた起工測量~~
- ~~6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量~~
- ~~7) RTK-GNSSを用いた起工測量~~
- ~~8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量~~

② 3次元設計データ作成

~~1=2①で計測した測量データ(3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ)と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。~~

~~TIN形式でのデータ作成は必須としない。~~

③ ICT建設機械による施工

~~該当なし。~~

④ 3次元出来形管理等の施工管理

構造物工（橋梁上部）の施工管理において、下記以下に示す方法により、出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

下記以下1)～4)の技術のなかから選択(複数選択可)して出来形管理を行うものとする。

また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) TS等光波方式を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～4)のICT施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督員との協議の上、で他の計測技術による施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行ってもよい。

(2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

1-2②④によるり作成した3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

1-3 ICT活用工事(構造物工(橋梁上部))の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事(構造物工(橋梁上部))は、下記の工種を含む対象とする。

(1) 対象工種(種別)

- 1) 鋼橋上部
- 2) コンクリート橋上部

表-11 ICT施工技術(構造物工(橋梁上部))と適用工程

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量/ 3次元出来形管理等 施工管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 (土工)	測量	-	○	-	①、③、⑪ ⑫、⑬	
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 (土工)	測量	-	○	-	①、④、⑭	
	TS等光波方式を用いた起工測量/出来形計測 (土工)	測量	-	○	-	①、⑥	
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 (土工)	測量	-	○	-	①、⑦	
	RTK-GNSSを用いた起工測量/ (土工)	測量	-	○	-	①、⑧	
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量(土工)	測量	-	○	-	①、⑨	
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量(土工)	測量	-	○	-	①、⑩	
	3次元計測技術を用いた出来形管理技術(構造物工)	出来形計測 出来形管理	-	○	-	①、②	

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)(構造物工編)
	② 3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(構造物工編)
	③ 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	④ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑤ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)
	⑥ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑦ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑨ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑩ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑪ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	⑫ 公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準-国土地理院
	⑬ UAVを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院
	⑭ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院

【凡例】○:適用可能 - :適用外

ICT活用工事（構造物工（橋梁上部）） 計画書

ICTを活用する 工種・数量	
-------------------	--

施工プロセス	種別・項目	採用 番号	番号・技術名	
☐	① 3次元起工測量 <u>該当なし</u>	/	①空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量②地上型レーザースキャナーを用いた起工測量③TS等光波方式を用いた起工測量④TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量⑤RTK-GNSSを用いた起工測量⑥無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量⑦地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量⑧その他の3次元計測技術(—————)	
必須	② 3次元設計データ作成	/	※ 3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。	
☐	③ ICT建設機械による <u>施工該当なし</u>	☐	/	
必須	④ 3次元出来形管理等 の施工管理	必須	出来形	①3次元計測技術を用いた出来形計測 ②その他の3次元計測技術(—————) <u>①空中写真測量(無人航空機)②地上型レーザースキャナー ③無人航空機搭載型レーザースキャナー ④TS等光波方式</u>
必須	⑤ 3次元データの納品	/	/	

※ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は☐にチェックを入れる。

第Ⅹ編 構造物工(橋脚・橋台)

1. ICT活用工事(構造物工(橋脚・橋台))

1-1 概要

ICT活用工事(構造物工(橋脚・橋台))とは、次の①、②、④、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事(構造物工(橋脚・橋台))の実施にあたり、②、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①の段階においては受注者の希望により実施する。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表—12によるものとするし、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記以下1)～57)の技術のなかから選択(複数選択可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) TS等光波方式を用いた起工測量地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) その他の3次元計測技術を用いた起工測量TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ(3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ)と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合もICT活用工事とする。

TIN形式でのデータ作成は必須としない。

③ ICT建設機械による施工

該当無し。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

構造物工(橋脚・橋台)の施工管理において、下記以下に示す方法により、出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

構造物工(橋脚・橋台)の出来形管理において、下記以下1)～4)の技術のなかから選択(複数選択可)して出来形管理を行う実施するものとする。

また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) TS等光波方式を用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～4)のICT施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督員との協議の上、で他の計測技術による施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行ってもよい。

(2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い下記1)の出来形管理要領による。

- 1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

1-2①②④によるり作成した3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

1-3 ICT活用工事(構造物工(橋脚・橋台))の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事(構造物工(橋脚・橋台))は、下記の工種を含む対象とする。

(1) 対象工種(種別)

- 1) 橋台工:橋台躯体工
- 2) RC橋脚工:橋脚躯体工

表-12 ICT施工技術(構造物工(橋脚・橋台))と適用工種

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量/ 3次元出来形管理等 施工管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 (土工)	測量	-	○	-	①、③、⑪ ⑫、⑬	
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 (土工)	測量	-	○	-	①、④、⑭	
	TS等光波方式を用いた起工測量/出来形計測 (土工)	測量	-	○	-	①、⑥	
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 (土工)	測量	-	○	-	①、⑦	
	RTK-GNSSを用いた起工測量/ (土工)	測量	-	○	-	①、⑧	
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量(土工)	測量	-	○	-	①、⑨	
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量(土工)	測量	-	○	-	①、⑩	
	3次元計測技術を用いた出来形管理技術(構造物工)	出来形計測 出来形管理	-	○	-	①、②	

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)(構造物工編)
	② 3次元計測技術を用いた出来形管理の監督・検査要領(構造物工編)
	③ 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	④ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑤ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)
	⑥ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑦ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑨ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑩ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑪ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	⑫ 公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準-国土地理院
	⑬ UAVを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院
	⑭ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院

【凡例】○:適用可能 -:適用外

I C T活用工事(構造物工(橋脚・橋台)) 計画書

I C Tを活用する 工種・数量	
---------------------	--

施工プロセス		種別・項目		採用 番号	番号・技術名
<input type="checkbox"/>	① 3次元起工測量				①空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量②地上型レーザー扫描仪を用いた起工測量③TS等光波方式を用いた起工測量④TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量⑤RTK-GNSSを用いた起工測量⑥無人航空機搭載型レーザー扫描仪を用いた起工測量⑦地上移動体搭載型レーザー扫描仪を用いた起工測量⑧その他の3次元計測技術()
必須	② 3次元設計データ作成				※ 3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、I C T建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
<input type="checkbox"/>	③ I C T建設機械による施工該当なし	<input type="checkbox"/>			
<input type="checkbox"/>		<input type="checkbox"/>			
必須	④ 3次元出来形管理等の施工管理	必須	出来形		①3次元計測技術を用いた出来形計測空中写真測量(無人航空機)②地上型レーザー扫描仪③無人航空機搭載型レーザー扫描仪④TS等光波方式⑤その他の3次元計測技術()
必須	⑤ 3次元データの納品				

※ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

第Ⅻ編 擁壁工

1. ICT活用工事(擁壁工)

1-1 概要

ICT活用工事(擁壁工)とは、次の①、②、④、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事(擁壁工)の実施にあたり、②、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①の段階においては受注者の希望により実施する。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、次の①～⑤及び表—13によるものとする。し、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、下記以下1)～78)の技術のなかから選択(複数選択可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用工事とする。

また、擁壁工の関連施工としてICT土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

~~8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量~~

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ(3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ)と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT擁壁工の施工管理に

においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。

③ ICT建設機械による施工

擁壁工においては該当無し。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

擁壁工の施工管理において、下記以下に示す方法により、出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

~~下記1)～8)の技術のなかから選択(複数選択可)して出来形管理を行うものとする。~~

擁壁工の施工管理において、以下1)～7)の技術から選択(複数以上可)して、出来形管理を実施するものとする。

また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

~~8) その他の3次元計測技術を用いた出来高管理~~

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～78)のICT施工技術を用

いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとし監督職員との協議とする。

(2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い下記以下1)の出来形管理要領による。

- 1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

1-2①②④によるり作成した3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

1-3 ICT活用工事(擁壁工)の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事(擁壁工)は、下記以下の工種を含む対象とする。

(1)対象工種(種別)

1)擁壁工

表-13 ICT施工技術(擁壁工)と適用工程

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量/ 3次元出来形管理等 施工管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 /出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	①、③、⑪ ⑫、⑬	
	地上型レーザーสキャナーを用いた起工測量 /出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	①、④、⑭	
	TS等光波方式を用いた起工測量 /出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	①、⑥	
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 /出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	①、⑦	
	RTK-GNSSを用いた起工測量/ 出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	①、⑧	
	無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた 起工測量/出来形計測(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	①、⑨	
	地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた 起工測量/出来形計測(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	①、⑩	
	3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	-	○	○	②、⑤	

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)(土工編)
	② 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)(法面工編)
	③ 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	④ 地上型レーザーสキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑤ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)
	⑥ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑦ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑨ 無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑩ 地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑪ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	⑫ 公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準-国土地理院
	⑬ UAVを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院
	⑭ 地上レーザーสキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院

【凡例】○:適用可能 - :適用外

ICT活用工事(擁壁工) 計画書

ICTを活用する 工種・数量	
-------------------	--

施工プロセス		種別・項目		採用 番号	番号・技術名
<input type="checkbox"/>	① 3次元起工測量				①空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量②地上型レーザーสキャナーを用いた起工測量③TS等光波方式を用いた起工測量④TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量⑤RTK-GNSSを用いた起工測量⑥無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた起工測量⑦地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた起工測量⑧その他の3次元計測技術(—————)
必須	② 3次元設計データ作成				※ 3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
<input type="checkbox"/>	③ ICT建設機械による施工該当なし	<input type="checkbox"/>			
必須	④ 3次元出来形管理等の施工管理	必須	出来形		①空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量②地上型レーザーสキャナーを用いた起工測量③TS等光波方式を用いた起工測量④TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量⑤RTK-GNSSを用いた起工測量⑥無人航空機搭載型レーザーสキャナーを用いた起工測量⑦地上移動体搭載型レーザーสキャナーを用いた起工測量⑧その他の3次元計測技術(—————)
必須	⑤ 3次元データの納品				

※ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

第ⅩⅢ編 コンクリート堰堤工

1. ICT活用工事(コンクリート堰堤工)

1-1 概要

ICT活用工事(コンクリート堰堤工)とは、次の①、②、④、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事(コンクリート堰堤工)の実施にあたり、②、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①の段階においては受注者の希望により実施する。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、~~次以下の①～⑤及び表—14によるものとする。し、関連要領等については、最新のものとする。~~

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、~~下記以下~~1)～78)の技術のなかから選択(複数選択可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用工事とする。また、コンクリート堰堤工の関連施工としてICT土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

~~8) その他の3次元計測技術を用いた起工測量~~

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ(3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ)と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行うが、ICT擁壁工の施工管理に

においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。

③ ICT建設機械による施工

コンクリート堰堤工においては該当無し。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

擁壁コンクリート堰堤工の施工管理において、下記以下に示す方法により、出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

コンクリート堰堤工の施工管理において、下記以下1)～78)の技術のなかから選択(複数選択可)して出来形管理を行う実施するものとする。

また、以下1)～7)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理
- 5) TS等光波方式を用いた出来形管理
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理
- 7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

~~8) その他の3次元計測技術を用いた出来高管理~~

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～78)のICT施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして、他の計測技術による出来形管理を行っても良いものとし監督職員との協議とする。

(2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。厚さ管理は本要領の対象外とする。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い下記以下1)の出来形管理要領によるものとする。

- 1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

1-2 ①②④によるり作成した3次元設計データを工事完成図書として電子納品する。

1-3 ICT活用工事(コンクリート堰堤工)の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事(コンクリート堰堤工)は、下記以下の工種を含

む対象とする。

(1) 対象工種(種別)

- 1) コンクリート堰堤本体工
- 2) コンクリート側壁工
- 3) 水叩工



表-14 ICT施工技術(擁壁工)と適用工程

段階	技術名	対象作業	建設機械	適用		監督・検査 施工管理	備考
				新設	修繕		
3次元起工測量/ 3次元出来形管理等 施工管理	空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量 /出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	①、③、⑪ ⑫、⑬	
	地上型レーザースキャナーを用いた起工測量 /出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	①、④、⑭	
	TS等光波方式を用いた起工測量 /出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	①、⑥	
	TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量 /出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	①、⑦	
	RTK-GNSSを用いた起工測量/ 出来形計測技術(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	①、⑧	
	無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量/出来形計測(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	①、⑨	
	地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた 起工測量/出来形計測(土工)	測量 出来形計測	-	○	○	①、⑩	
	3次元計測技術を用いた出来形計測	出来形計測	-	○	○	②、⑤	

【関連要領等一覧】	① 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)(土工編)
	② 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)(法面工編)
	③ 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	④ 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑤ 3次元計測技術を用いた出来形計測の監督・検査要領(案)
	⑥ TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑦ TS(ノンプリ)を用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑧ RTK-GNSSを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑨ 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑩ 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理の監督・検査要領(土工編)(案)
	⑪ 無人飛行機の飛行に関する許可・承認の審査要領
	⑫ 公共測量におけるUAVの使用に関する安全基準-国土地理院
	⑬ UAVを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院
	⑭ 地上レーザースキャナーを用いた公共測量マニュアル(案)-国土地理院

【凡例】○:適用可能 □:適用外

ICT活用工事(コンクリート堰堤工) 計画書

ICTを活用する 工種・数量	
-------------------	--

施工プロセス		種別・項目		採用 番号	番号・技術名
<input type="checkbox"/>	① 3次元起工測量				①空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量②地上型レーザースキャナーを用いた起工測量③TS等光波方式を用いた起工測量④TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量⑤RTK-GNSSを用いた起工測量⑥無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量⑦地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量⑧その他の3次元計測技術(—————)
必須	② 3次元設計データ作成				※ 3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
<input type="checkbox"/>	③ ICT建設機械による施工該当なし	<input type="checkbox"/>			
必須	④ 3次元出来形管理等の施工管理	必須	出来形		①空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量②地上型レーザースキャナーを用いた起工測量③TS等光波方式を用いた起工測量④TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量⑤RTK-GNSSを用いた起工測量⑥無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量⑦地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量⑧その他の3次元計測技術(—————)
必須	⑤ 3次元データの納品				

※ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。

第XIV編 基礎工

1. ICT活用工事(基礎工)

1-1 概要

ICT活用工事(基礎工)とは、次の①、②、④、⑤の段階でICT施工技術を活用する工事をいう。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ 該当無し
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

なお、ICT活用工事(基礎工)の実施にあたり、②、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①の段階においては受注者の希望により実施する。

1-2 ICT施工技術の具体的内容

ICT施工技術の具体的内容については、以下の①～⑤によるものとし、関連要領等については、最新のものとする。

関連要領等：https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

① 3次元起工測量

起工測量において、3次元測量データを取得するため、以下1)～7)の技術のなかから選択(複数選択可)して測量を行うものとする。

起工測量にあたっては、標準的に面計測を実施するものとするが、管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、これをもってICT活用工事とする。また、基礎工の関連施工としてICT土工等が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、ICT活用工事とする。

- 1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) TS等光波方式を用いた起工測量
- 6) TS(ノンプリズム方式)を用いた起工測量
- 7) RTK-GNSSを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ(3次元起工測量を実施しない場合は、従来の起工測量データ)と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、発注者が貸与する3次元データを活用する場合もICT活用工事とする。

また、3次元設計データ作成はICT土工等と合わせて行いが、ICT擁壁工の施工管

理においては、3次元設計データ(TIN)形式での作成は必須としない。

③ ICT建設機械による施工

基礎工においては該当無し。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

基礎工の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。

(1) 出来形管理

基礎工の施工管理において、以下1)～7)の技術のなかから選択(複数選択可)して出来形管理を実施するものとする。

また、以下1)～4)の出来形管理を行う場合は、工事検査前の工事竣工段階の目的物について点群データを取得し、⑤によって納品するものとする。

1) 空中写真測量(無人航空機)を用いた出来形管理

2) 地上型レーザースキャナーを用いた出来形管理

3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた出来形管理

5) TS等光波方式を用いた出来形管理

6) TS(ノンプリズム方式)を用いた出来形管理

7) RTK-GNSSを用いた出来形管理

なお、計測装置位置と計測対象箇所との離隔・位置関係により上記1)～7)のICT施工技術を用いた計測においては、精度確保が困難となる箇所や繰り返し計測を行うことが必要となる箇所等も想定される。当該箇所においては、監督員と協議の上、施工段階における出来形計測結果が判る写真・画像データ等と併用するなどして出来形管理を行っても良いものとする。

(2) 出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準及び規格値については、現行の基準及び規格値を用いる。出来形の算出は、上記(1)で定める計測技術を用い以下1)の出来形管理要領によるものとする。

1) 3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)

(3) 出来形管理帳票

現行の出来形管理帳票、出来高整理資料を作成する。また、出来形の3次元計測結果が計測(管理)すべき断面上あるいは測線上にあることを示す適用工種の3次元設計データあるいは平面図を提出することとする。

⑤ 3次元データの納品

1-2①②④により作成した3次元データを工事完成図書として電子納品する。

1-3 ICT活用工事(基礎工)の対象工事

本要領に基づき実施するICT活用工事(コンクリート堰堤工)は、以下の工種を含む対象とする。

(1) 対象工種(種別)

1) 矢板工

2)既製杭工

3)場所打杭工

ICT活用工事(基礎工) 計画書

<u>ICTを活用する 工種・数量</u>	
---------------------------	--

<u>施工プロセス</u>		<u>種別・項目</u>		<u>採用 番号</u>	<u>番号・技術名</u>
<input type="checkbox"/>	<u>① 3次元起工測量</u>	/			<u>①空中写真測量(無人航空機)②地上型レーザースキャナー③TS等光波方式④TS(ノンプリズム方式)⑤RTK-GNSS⑥無人航空機搭載型レーザースキャナー⑦地上移動体搭載型レーザースキャナー</u>
必須	<u>② 3次元設計データ作成</u>				<u>※ 3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。</u>
	該当なし				
必須	<u>④ 3次元出来形管理等の施工管理</u>	必須	出来形		<u>①空中写真測量(無人航空機)②地上型レーザースキャナー③TS等光波方式④TS(ノンプリズム方式)⑤RTK-GNSS⑥無人航空機搭載型レーザースキャナー⑦地上移動体搭載型レーザースキャナー</u>
必須	<u>⑤ 3次元データの納品</u>	/			

※ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる

第XIV編 その他の工種

本要領で規定する工種以外についても受注者の提案により次の①～⑤の段階におけるICT施工技術を活用するものについてはICT活用工事とすることができるものとする。

- ① 3次元起工測量
- ② 3次元設計データ作成
- ③ ICT建設機械による施工
- ④ 3次元出来形管理等の施工管理
- ⑤ 3次元データの納品

ただし、ICT活用工事の実施にあたり、②、④及び⑤の段階におけるICT施工技術の活用を必須とし、①、③の段階においては受注者の希望により実施することを原則とする。

ICT活用工事（その他の工種） 計画書

ICTを活用する 工種・数量	
-------------------	--

施工プロセス	種別・項目	採用 番号	番号・技術名
<input type="checkbox"/> ① 3次元起工測量	/		①空中写真測量(無人航空機) ②地上型レーザー扫描仪 ③TS等光波方式 ④TS(ノンプリズム方式) ⑤RTK-GNSS ⑥無人航空機搭載型レーザー扫描仪 ⑦地上移動体搭載型レーザー扫描仪 ⑧その他の3次元計測技術()
必須 ② 3次元設計データ作成	/		※ 3次元出来形管理に用いる3次元設計データの作成であり、ICT建設機械にのみ用いる3次元設計データは含まない。
<input type="checkbox"/> ③ ICT建設機械による 施工	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		① 3次元マシンコントロール建設機械 () ② 3次元マシンガイダンス建設機械 () ③その他のICT建設機械 ()
必須 ④ 3次元出来形管理等の 施工管理	必須	出来形	①空中写真測量(無人航空機) ②地上型レーザー扫描仪 ③TS等光波方式 ④TS(ノンプリズム方式) ⑤RTK-GNSS ⑥無人航空機搭載型レーザー扫描仪 ⑦地上移動体搭載型レーザー扫描仪 ⑧その他の3次元計測技術()
必須 ⑤ 3次元データの納品	/		/

※ICT施工技術活用する施工プロセス、工種は□にチェックを入れる。